

令和7年11月13日

令和7年第11回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和7年11月13日 9時30分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 片山 剛	2 番 藤村 幸生	3 番 藤村 浩司
5 番 林 聖文	6 番 小林 識史	7 番 小林 増次
10 番 小橋 和紀	11 番 黒崎 友美	12 番 迫田 瑞恵
13 番 佐崎 恭児	14 番 中尾 正浩	15 番 塚田 由美子
16 番 二武 富男	17 番 藤中 京子	18 番 梅川 仁樹
19 番 原田 孝親		

3 本日の総会に欠席した委員

4 番 隅 ふじ江	8 番 藤本 哲	9 番 松村 紀彦
-----------	----------	-----------

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 佐伯 史公	次 長 藤本 慎司
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 桐野 直子	錦支所 中谷 和政
美和支所 田村 尚巳	事務局 飴屋 陽子

5 会長は、午前9時30分、委員総数19名のうち、16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

17 番 藤中 京子	19 番 原田 孝親
------------	------------

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条の規定による事業計画の変更について

報告事項

1 農地法第4条の規定による届出の事理について

2 農地法第5条の規定による届出の受理について

3 農地法第18条第6項の規定による通知について

4 中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について

5 農地所有適格法人報告書の提出について

6 現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和7年第11回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、16名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、17番藤中京子委員と19番原田孝親委員を指名いたします。

よろしくをお願いします。

「議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、428㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 1 5 番

それでは追加説明をいたします。

この案件は、楠供用会館より直線で西へ約100mのところにあります。

譲渡人は土地を相続したが、居住が遠方であり自身で農業をするつもりがなく、手放したいと考えており、これまでずっと耕作をしてきた譲受人に買い取りを提案したところ、買い取ってくれることとなりました。譲受人は元々対象の土地を譲渡人から借り受け、耕作をしており買い取ることとなりました。主に季節野菜などの自家消費栽培を行い、これまで長年続けてきた耕作をそのまま継続する方針です。

10月15日に事務局担当と調査項目に従い、現地調査を行いました。問題もなく3条許可は適当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑、現況畑及び休耕。面積は、370.㎡ほか3筆、合計2,544㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満た

たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 1 1 番

それでは追加説明いたします。

申請地は岩国市灘出張所から南へ約 1.75 km の場所に位置している農地です。

譲渡人は、体力的に農地の適正な管理が困難になったため農地を手放したいと考えており、譲受人は申請地の隣接地で耕作を行っており、かねてより経営規模の拡大を考えていたため、両者間での売買の話がまとまったものです。譲受人はこの度新たに農地を取得して周辺の自己の農地と一体的にみかんの耕作を行うことで効率化を図るとのことです。必要なトラクター等の農機具は揃っており、収穫した農作物は JA 山口県へ出荷するほか近隣の直売所へ販売する予定です。

10 月 29 日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。3 条許可は適当と思われる。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2 番を許可することを決定します。

次に、3 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3 番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、1,523 m²ほか2筆、合計1,874 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

この案件につきましては、非常に悩みました。

申請地は周東総合支所より西へ約 5.28 km の場所です。

11 月 7 日に事務局担当と確認を行いました。数年前より圃場には山田錦を作付けしていました。自分も勉強のために何回か見に行っております。

譲渡人は相続はしたものの経験もなく耕作の意思はなかったものです。社員の勉強のため作付けしていると部長は言うておりましたが、譲受人は社長であり作業に従事する時間は全くないと思います。ただ総合的な判断としてですね、3 条議案を認めてやりたいと思っております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

ただいま林委員の方から議案第39号第3号につきまして、説明があり

ましたが、皆様方に本日配布しております9ページ、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知についての合意解約、これは令和4年の農業委員会総会において3条申請が出て、これが賃貸借による3条申請が出て許可したものであります。これを今回合意解約して所有権を移転するという案件です。そのあたりも鑑みてなにかご意見等ございませんか。

第 1 7 番

今、林さんが発表される際に、譲受人は社長業であるために懸念していると言われてたんですけども、その辺のところって、地元の方なのでよくわかると思うんですけど、いかがなものですか。

第 5 番

今も説明の中でも申し上げましたように、社員の勉強のために何人かでローテーションを組んでやっているのは確認しています。それ以上でも以下でもありません。

議 長

そのほかありませんでしょうか。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,701㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の迫田委員、追加説明をお願いします。

議 長

ただいま事務局の説明がありましたが、担当の迫田委員がまだお越しになっておられません。こちらに向かわれているという情報はありますので、この件につきましては本人の説明また採決は本人到着の後に行いたいと思います。

続いて5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、3,123㎡ほか4筆、合計8,292㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の佐崎委員、追加説明をお願いします。

第 1 3 番

それでは説明いたします。この申請の土地は祖生出張所より東へ約 1.6 km のところに位置しております。譲渡人は、令和 3 年にこの土地、また隣接する土地、建物を相続しましたが、遠方に居住しており、維持管理が困難なため譲受人を探しておりました。ちょうどそのところ、祖生地区に居住し農業を始めたいという意向のある譲受人との契約が成立し、この申し出となりました。譲受人は中国籍ですが 30 年前に来日し、永住資格を有しております。新規就農者ですが、前耕作者、今田んぼを作っておられる人ですけど、この方から指導、助言を受け農業の実績を積んでいく方針です。また必要な農機具、トラクター、田植え機、コンバイン等は購入の予定となっております。JA 山口県にはすでに組合員として加入済みということでした。

11 月 5 日に支所の担当職員と調査項目に沿って調査を行いました。特に支障がなく許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、5 番を許可することを決定します。
次に、6 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6 番 錦地区
権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに畑及び田。面積は、16 m²ほか 5 筆、合計 3,755 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。
これは農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 1 8 番

前より失礼いたします。
申請地は錦総合支所より北東に約 2.5 km に位置しております。申請事由は、譲渡人は相続で取得いたしましたが遠方に居住し耕作が困難なため、住所は市外であるが何年も前から申請地付近にある実家で生活し、申請地の管理をしている譲受人に譲渡するという案件です。譲受人は、今まで耕作管理しており農業経験、農業器具等問題なく生産物は朝市等に出荷されております。

10 月 22 日に支所担当職員と現地確認を行いました。3 条申請の要件を満たしており許可相当と思われ。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、6 番を許可することを決定します。

続いて、「議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 岩国地区

権利の種類は、使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、842㎡の内544.37㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第11番

それでは追加説明いたします。

申請地は、岩国市灘出張所から南西へ約1.38kmの場所に位置している農地です。

譲受人は岩国南バイパス南進事業による用地収用により自宅が立ち退きとなり、新たな宅地を探したものの適地がなかったため父である譲渡人の所有する農地の一部を使用貸借により借り受け、自己用住宅を建築しようとするものです。申請地は高さが4段に分かれており、一番西側の一段は現在も水稻を耕作中で今後も引き続き田として利用します。残る3段は中央に高さを合わせるため、それぞれ1.5mずつ切土と盛り土を行うとのこと。雨水は、農業排水路以外の水路および道路側溝へ、汚水は合併浄化槽へ排水します。

岩国市灘地区の土地改良区の意見書も添付されており、意義なしということ。合わせて開発行為申請書についても申請中です。

10月29日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行い、資金計画書、事業計画書、被害防除計画書の確認を行いました。周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、66㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は玖珂支所奏より西南西へ約 572mのところに位置しております。

譲受人は、自宅にベランダも庭もなく不便であったために申請地を買い取って庭として活用したいということです。譲渡人は申請地の耕作は困難なために、これを手放そうと考えていたところ譲受人から買い取りたいとの申し出があったために譲り渡すことにしたということです。

10月29日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

ここで迫田委員が来られましたので「議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について」の4番について迫田委員より追加説明をお願いします。

第 1 2 番

すみません。遅くなりました。それでは追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所より南東へ約 1.5kmのところにある農地です。

譲受人は経営規模の拡大を考えており、土地を探していたところ、譲渡人から居住地から遠く管理が困難な農地を紹介され、条件が良かったため譲り受けることにしました。譲受人はトラクターや耕運機等の農業用機械も揃っており、収穫した農産物はJAに出荷するほか近隣の直売所で販売する予定とされています。

10月22日に調査項目に従い現地調査を行いました。必要書類等も整っており3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

続いて、「議案第41号 農地法第5条の規定による事業計画の変更について」を上程します。

では、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,155 m²ほか1筆、合計 1,205 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

変更承認申請の理由は事業内容の変更及び期間の延長です。

変更する許可書の発出年月日及び番号は令和5年5月16日 指命令5岩農委許第5号の29です。

事務局

この件につきまして、事務局より経緯を説明いたします。

本案件は、病院施設の駐車場の増設という内容で、令和5年5月16日付け、農地法第5条の許可を受けた案件の変更申請となります。

当初申請の許可後、理事長の交代により事業の承継と期間延長の変更申請を昨年、令和6年に提出されましたが、なかなか着手できずに現在に至り、また、施設の利用状況の変化に伴い駐車場の内容を見直し、この度台数の変更と期間の延長の申請をすることとなりました。

当初の、施設の駐車場とする目的は変更ありません。

ご審議の程、よろしく願いいたします

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番の計画変更を承認することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況宅地。面積は、1,488 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、建売住宅です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

変更承認申請の理由は事業内容の変更及び期間の延長です。

変更する許可書の発出年月日及び番号は令和5年10月31日指命令5岩農委許第5号の46です。

事務局

この件につきまして、事務局より経緯を説明いたします。

本案件は、令和5年10月31日付け、建売住宅という目的で許可を受けた案件となります。

戸数は6戸の建売で、予定通り建設したものもありますが、資材等の急激な高騰の影響により予算的に対応できない状況にあります。

これによりコストを抑えるため、残りの戸数の一部を形状変更し対応したいと考え、期間の延長とともに内容の変更申請をするものです。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番の計画変更を承認することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。

面積は、618 m²ほか1筆、合計1,072 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、駐車場です。農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳畑、現況休耕。面積は、51 m²です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、幼稚園園舎・園庭の敷地拡張です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか4件、合計5件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。

面積は、1,523 m²です。届出人は記載のとおり。

理由は、合意解約です。

以上1件の通知がありました。

議 長

報告第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 周東地区

権利の設定を受ける土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに田及び畑。面積は 506 m²ほか4筆、合計 3,421 m²。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。権利の設定を受ける者は記載の

とおり。

利用目的は水田で、契約期間は10年9カ月です。

ほか2件、合計3件の認可、公告した旨の通知がありました

議 長

報告第5号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 由宇地区

報告年月日は、令和7年9月30日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、7月1日から6月30日。法人形態は農事組合法人です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか3件、合計4件の提出がありました。

議 長

報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

- ・4月1日公告分の利用権設定について
- ・忘年会の出欠確認について
- ・本日の研修会について

議 長

次回定例総会は、12月5日（金）午後3時から、岩国市役所5階 51・52会議室を予定しています。また、次回から農業新聞勉強会を再開しますので、11月28日版の農業新聞を持参いただき、意見や感想、気になった記事などを伺いますので、よろしくお願いいたします。

これで総会は、終了します。

次回総会について

令和7年12月5日金曜日15時00分から岩国市役所 51・52会議室。

午前10時5分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 田島志親

署名委員 藤中享子